

平成 24 年 4 月 25 日 (水)
国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

記者発表資料

**災害時における応急対策に協力して頂ける
企業を募集します。**

～「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」～

国土交通省横浜国道事務所では、災害の発生または発生の恐れがある場合に迅速に応急対策を行うための協定締結希望者を募集しています。

現在、横浜国道事務所では、地震・大雨などにより当事務所が管理する道路施設に災害が発生した場合に、被災施設の早期復旧や被害の拡大防止を図るため、国道沿線に資材置場等がある建設会社と「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」を締結し、災害に備えております。

このたび、防災力のさらなる強化を図るため、当事務所の災害応急対策業務に協力する意欲を持ち技術力のある企業を募集した上で、新たな協定を締結し、災害の発生に備えて行きたいと考えております。

なお、本協定の締結者は、横浜国道事務所が実施する、総合評価落札方式による工事発注の落札者決定時において、企業の信頼性・社会性の「地域貢献度」の項目で加算されます。

受付期間：平成 24 年 4 月 25 日 (水)～平成 24 年 5 月 15 日 (火)
詳細は、下記ホームページ (※) に掲載しております。

※横浜国道事務所ホームページアドレス
<http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会
神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

副 所 長 たきなみ 瀧 浪 しんいち 慎 一

防災情報課長 かすが 春日 てつお 哲 夫
電話 045-311-2981 (代表)

災害協定の概要

【協定名】

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定

【協定の目的】

本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予期出来ない災害等の場合に、横浜国道事務所が管理または工事中の施設等において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策に関し必要な事項を定め、双方が協力して被災状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【業務内容】

- ①緊急点検(パトロール) 損壊箇所等被害の把握と報告
- ②緊急措置 道路利用者の安全確保のためバリケード等の設置
- ③道路啓開 緊急車両の通行確保を図るための障害物除去等
- ④応急復旧 緊急輸送道路の機能を確保するための状況に応じた復旧
- ⑤防災訓練 出動訓練、緊急点検(パトロール)、情報連絡訓練等

【協定区間】

横浜国道事務所管理区間のうち概ね5～10km

【協定期間】

平成24年7月1日から平成27年6月30日まで

公募の概要

【応募の条件(概要)】

- ①関東地方整備局の入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されているもの
- ②横浜国道事務所の管理する路線から概ね5km(直線距離)以内に土地面積100㎡以上の資材置き場を所有すること
- ③平成8年4月1日以降に、神奈川県内で元請けとして一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績(3千万円以上)を有すること

【スケジュール】

- ①公募の期間:平成24年4月25日(水)から平成24年5月15日(火)まで
- ②協定締結者の選定通知:平成24年6月14日(木)

※詳細については、公告文等にて確認願います。

公募の公告文は平成24年4月25日(水)より横浜国道事務所のホームページ及び事務所庁舎に掲示してあります。

ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

公 告

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料用紙を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成24年4月25日

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所長
森 勝彦

記

1. 協定の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定 |
| (2) 目 的 | 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予期出来ない災害等の場合に、横浜国道事務所が管理または工事中の施設等において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策に関し必要な事項を定め、双方が協力して被災状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。 |
| (3) 内 容 | 協定書及び協定区間(横浜国道事務所管理区間)は別図のとおり |
| (4) 期 間 | 平成24年7月1日から平成27年6月30日まで |
| (5) そ の 他 | 本協定の締結者は、横浜国道事務所が実施する、総合評価落札方式による工事発注の落札者決定時において、企業の信頼性社会性の「地域貢献度」の項目で加算されます。 |

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 横浜国道事務所の管理する路線から概ね5km（直線距離）以内に土地面積100㎡以上の資材置き場を所有すること。
- (5) 平成8年4月1日以降に、神奈川県内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績（3千万円以上）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成に関する事項

- (1) 技術資料の作成要領は次表のとおりとする。

評価項目	留意事項
①工事の施工実績 ※施工実績が無い場合は協定しない	① 平成8年4月1日以降に神奈川県内で元請けとして完成・引渡しが完了した3千万円以上の一般土木工事、維持修繕工事またはアスファルト舗装工事のうち代表的なものを1件記載する。 ② 可能な限り国土交通省発注工事（成績が60点未満のものを除く）から選定する。 ③ 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期のほか、工事概要を記載する。 ④ 記載様式は様式－1とする。 ⑤ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。 ⑥ CORINSの写し（登録されていない場合は、契約書の写し）を添付する。
②協定締結希望区間の希望理由及び資材置き場の状況 ※横浜国道管理区間の	① 協定締結の実施希望区間（複数可とし希望順位をつける）を記載する。 ② 実施希望区間は概ね5～10kmとする。 ③ 記載内容は、協定締結を希望する区間の路線番号、起終点の住所（目印）及び理由を記載する。

沿道(概ね5km)に資材置き場(100㎡以上)が無い場合は協定しない。 なお、駐車場、物置等は資材置き場と見なさない。	④ 付近の資材置き場の住所、面積、希望区間からの距離(直線距離)を記載する。 ⑤ 記載様式は様式-2とする。 ⑥ 上記を、別図(技術資料補足図面)に図示する。 ※ 資材置き場は協定期間中継続的に確保できるものに限る。また同期間中に移転の予定がある場合は移転先についても④の項目を記載する(移転先についても、2. 応募資格(4)の条件を満たすこと)。
③災害時に使用する建設資機材等の状況 ※確保の体制が不明確な場合は協定しない	① 協力要請時に確保可能な建設資機材の保有及び備蓄数量を記載する。 ② 建設機械は、自社、協力会社及びリース会社で所有または手配(オペを含み1日以内)することができるものとする。 ③ 資機材とも協定期間中、横浜国道事務所の災害応急対策業務に確保できるものを記載する。 ④ 記載様式は様式-3とする。
④災害時に動員できる技術者、作業員の状況 ※動員の体制が不明確な場合は協定しない	① 災害時に動員可能な技術者(土木施工管理技士等の資格を保有し監督の出来る者)、作業員の動員体制を記載する。 ② 技術者、作業員は、自社、協力会社に所属または手配することができる人数とするが、協定期間中、災害時に早急に横浜国道事務所の災害応急対策業務に確保できる人数を記載する。 ③ 記載様式は様式-4とする。
⑤他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況 ※他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定しない	① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約を締結している場合は、名称、機関名、協定締結日、有効期間を記載する。なお、複数締結している場合は全て記載する。 ② 記載様式は様式-5とする。

(2) 技術資料の提出

- 1) 様式を横浜国道事務所HP(※)からダウンロードにより、入手すること。
※HPアドレス : <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>
- 2) 技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送(書留郵便等配達確認の出来るもので受付期間の消印有効)して下さい。
 - ・受付期間: 平成24年4月25日(水)から平成24年5月15日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。
 - ・受付場所: 関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課(担当: 宮崎)
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
TEL 045-316-3543(防災情報課直通)
FAX 045-316-3558(防災情報課直通)

- 3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)。
- 4) 提出資料と合わせて入力データを電子媒体(CD)で提出してください。なお、様式-1~5については1)でダウンロードしたデータ(エクセルファイル)とします。図面等の添付資料はPDFファイルとします。

4. 協定の締結に関する事項

- (1) 協定は、提出された技術資料を基にヒアリングを行い、各項目を総合的に判断し締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とするので注意すること。
- (2) 協定区間は、希望理由を参考に協議の上決定するものである。ただし、必ずしも希望区間とならない場合、また1つの区間に対し複数社と協定を締結する場合もあるのでご了承願います。
- (3) 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、協議の上複数区間の担当となる場合もあります。
- (4) ヒアリングの実施
以下の通りヒアリングを行う。
 - ・実施場所: 横浜国道事務所もしくは各出張所
 - ・実施日時: 平成24年5月29日(月)~平成24年6月上旬の指定する日時(別途連絡します)
 - ・内 容: 技術資料の内容および協定区間の協議について
 - ・出席者: 技術資料の内容を把握し、責任ある回答のできる方
- (5) 協定締結者への通知
 - ・通知方法: 書面をもって横浜国道事務所長から通知する。
 - ・選定通知: 平成24年6月中旬頃の発送予定で郵送する。

5. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由(非選定理由)を書面をもって横浜国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、横浜国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付場所: 関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課(担当: 宮崎)
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
TEL 045-316-3543(防災情報課直通)
 - ・受付期間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外に使用することはありません。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課（担当：宮崎）
TEL 045-316-3543（防災情報課直通）

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、横浜国道事務所所管施設等の災害時における早期情報収集及び応急対策に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、甲が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策（以下「災害応急対策業務」という。）に関し必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は所管施設に災害が発生し、または、発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「災害応急対策業務」の協力を要請することができるものとする。また、業務を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する「防災訓練」への参加を要請することができるものとする。

（業務内容）

第 3 条 甲が、乙に対し協力を要請する「災害応急対策業務」及び「防災訓練」の主な内容は以下の通りである。

① 緊急点検（パトロール）

地震等が発生し、道路に災害が発生または発生が予想される場合における、損壊箇所等被害の把握と報告。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

③ 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ 防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）および甲乙間の情報連絡訓練等。

（業務の実施区間）

第 4 条 業務の実施区間は（以下）のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇〇号 〇〇〇〇～〇〇〇〇

（建設資機材等の報告）

第 5 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、「災害応急対策業務」に際し使用可能な建設資機材・労力の数量（人数）及び体制を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（出動の要請）

第 6 条 甲は、乙に対して第 2 条に基づき「災害応急対策業務」または「防災訓練」の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。

3 別に定める気象庁震度計（別紙）において震度 5 弱以上の震度を観測した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。

4 乙は、出動した場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

（業務の指示）

第 7 条 業務の直接の指示及び監督については、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとする。

2 前条第 2 項により出動した場合は、乙の判断で必要な「災害応急対策業務」を実施し、出張所長へ報告するものとする。

3 前条第 3 項により出動した場合は、第 4 条に定める区間の緊急点検（パトロール）を実施し、被害の有無及び被害状況について、出張所長に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 8 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は、第 6 条に基づき、乙に出動を要請したとき（防災訓練、同条 2 項及び第 3 項を含む）には、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(業務の実施報告)

第 10 条 乙は「災害応急対策業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

2 緊急点検（パトロール）については所定の日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて「災害応急対策業務」の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(業務の完了)

第 11 条 乙は、「災害応急対策業務」が完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は「災害応急対策業務」完了後（防災訓練を除く）、当該業務に要した費用（第 8 条による乙の建設資機材等を含む）の見積書を甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、第 12 条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第 9 条に基づき、その費用を支払うものとする。なお、防災訓練に要する費用については甲の基準（公共工事設計労務単価等）により、第 9 条に基づき支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 「災害応急対策業務」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(業務の特例)

第 15 条 災害の発生時の被災状況等により、第 3 条で規定する以外の業務内容および第 4 条で規定する以外の区間についても業務を実施できるものとする。

(有効期限)

第 16 条 この協定の期間は、平成 24 年 7 月 1 日までから平成 27 年 6 月 30 日までとする。

(協定の解約)

第17条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性という災害活動実績には認めないものとする。

(附 則)

第19条 この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

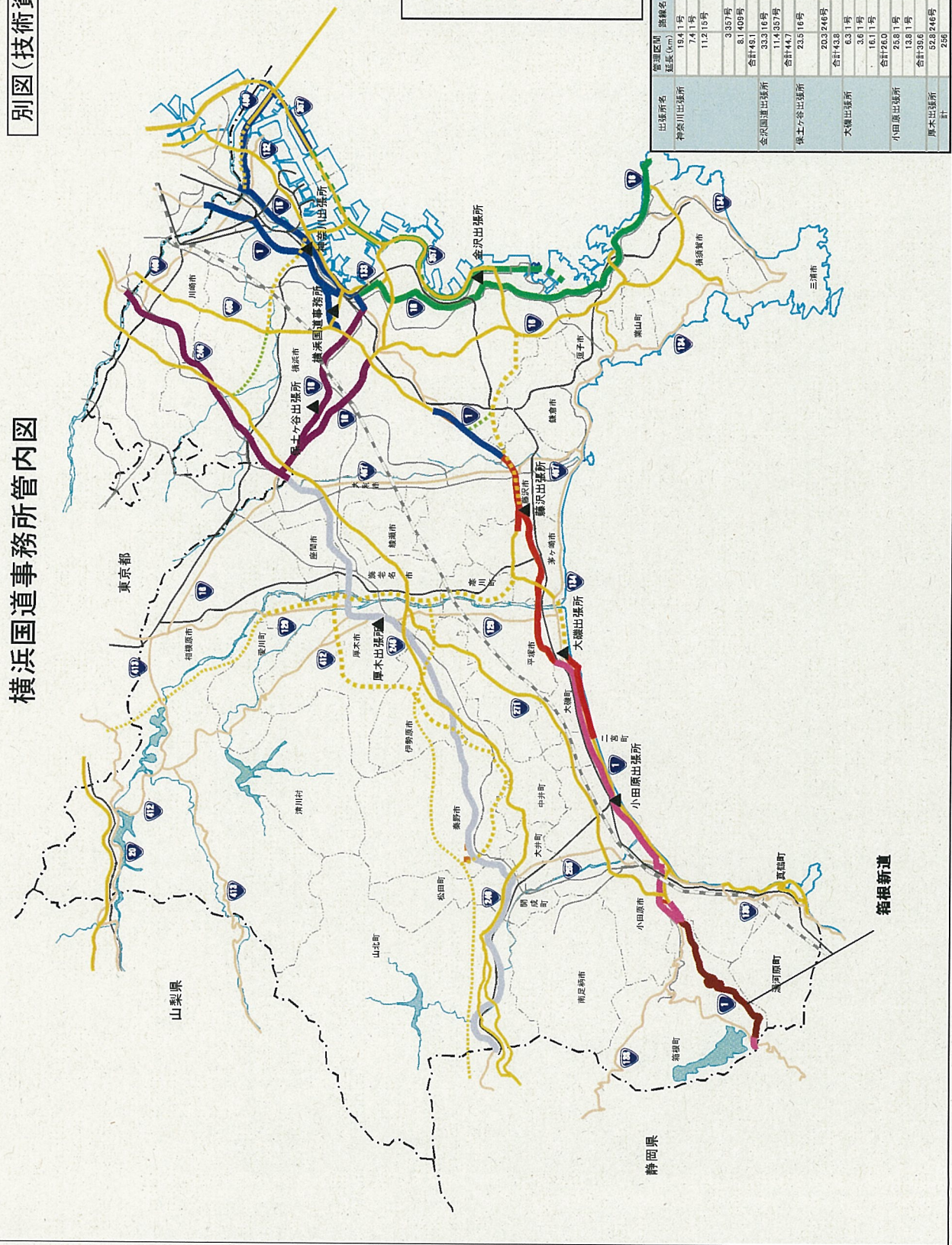
乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別 紙

出張所	気象庁震度計位置 (H24. 4現在)
神奈川	東京都大田区、 横浜市鶴見区、西区、神奈川区、保土ヶ谷区、戸塚区、 川崎市川崎区、幸区
金沢国道	横浜市鶴見区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区 横須賀市
大 磯	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町
小田原	大磯町、二宮町、小田原市、箱根町
保土ヶ谷	東京都世田谷区、町田市 横浜市西区、保土ヶ谷区、旭区、緑区、瀬谷区 青葉区、都筑区 川崎市高津区、宮前区
厚 木	大和市、海老名市、座間市、厚木市、伊勢原市、 秦野市、松田町、山北町

横浜国道事務所管内図

別図(技術資料補足図面)



出線所名	管轄区間 延長(km)	管轄区間
神奈川出線所	194.1号	東京都大田区多摩川～横浜市長津～谷区全線
	74.1号	横浜市戸塚区上矢部町～横浜市中区大磯町地先
	112.15号	横浜市神奈川区立町～横浜市中区浜松町
	335.7号	東京都大田区東六郷～横浜市中区神奈川区青木通
	81.409号	川崎市川崎区東馬場23-1～川崎市川崎区東馬場
合計49.1		川崎市川崎区堤町1丁目～川崎市川崎区浮島町
金沢出線所	33.16号	横浜市中区走水2丁目～横浜市長津7丁目
	114.357号	横浜市中区新保町～横浜市中区八景島
合計44.7		横浜市中区浜松町～町田町横間
保土ヶ谷出線所	23.516号	(保土ヶ谷ハイパス)～(新二子線東詰)～大
	203.246号	東京都世田谷区宝王川3丁目
大磯出線所	83.1号	西宮ハイパス(大磯)～西宮二宮(C)
	34.1号	新保町ハイパス新道
	16.11号	横浜市中区大磯町地先～大磯町高瀬地先
合計78.0		大磯町高瀬地先～足柄下郡箱根町
小田原出線所	23.81号	箱根新道
	13.81号	
合計37.6		
厚木出線所	203.246号	大和市下鶴間25号～神奈川厚木市上鶴山北町
計	260	

技術資料(表紙)

(用紙A4)

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所長 森 勝彦 殿

住 所

代表者

「災害時における早期情報収集及び応急対策業務に関する協定」に参加したく技術資料を提出します。なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条、71条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 :
部 所 :
住 所 :
電 話 番 号 :
F A X 番 号 :
E - m a i l :

2. 本店所在地

名 称 :
住 所 :
電 話 番 号 :

※注：本店とは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載した本店。

工事の施工実績

会社名：

●工事の施工実績を下表へ記入すること。

工事名称等	工事名		(CORINS登録番号)
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	受注形態等		
工事概要	分野		
	工事内容 (工種、規格、寸法、材料、使用数量等を記載する。)		
	施工条件		

※注) 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する。

協定締結希望区間の希望理由及び資材置き場の状況

会社名:

●協定締結希望区間と希望理由及び資材置き場の状況を下表へ記入すること。(複数可)

希望順位	希望区間							希望理由
	路線番号	地先名	希望区間 延長	付近の資材置き場			国道からの 直線距離	
				資材置き場の住所	面積			
第1希望		起点						
		終点						
第2希望		起点						
		終点						
第3希望		起点						
		終点						
第4希望		起点						
		終点						
第5希望		起点						
		終点						
第6希望		起点						
		終点						

※注) 協定締結の希望区間(複数可)と希望理由を記載すること。

※注) 国道から付近の資材置き場迄の直線距離を記入する。

※注) 付近の資材置き場から希望区間までの直線距離を別図(技術資料補足図面)に図示し提出すること。
(別様式で提出する図面との兼用は可としますが、各様式に記載する番号等は統一して下さい。)

※注) 欄が不足する場合は適宜挿入のこと。

災害時に使用する建設資機材の状況

会社名：

●協力要請時に確保可能な建設機械類の状況を下表へ記入すること。

建設機械名称	規 格	単位	数量	保管場所	所有者	備考

協力要請時に横浜国道事務所に協力するための、確保体制

●協力要請時に使用可能な資材の名称及び数量を下表へ記入すること。

資材名称	規 格	単位	数量	保管場所	備考

備考

※注) 協定期間中、横浜国道事務所の災害応急対策業務に確保できるものを記載すること。

※注) 使用に際して条件が付く場合には、備考欄にその旨を記入すること。

※注) 欄が不足する場合は適宜挿入のこと。

災害時に動員できる技術者、作業員の状況

会社名

●協力要請時に動員可能な技術者、作業員の人数及び参集時間を下表へ記入すること。

希望区間	勤務地区 分(本店、営 支店、業 所等)	住 所	人員										参集時間 (分)			備考
			オペレーター										平日	夜間	休日	
			資格区分													
			移動式クレーン類			運搬車類			掘削機 その他 機械							
			協力要請時に横浜 国道事務所にて協力 できる人数													
第1希望			技術者													
			作業員													
第2希望			技術者													
			作業員													
第3希望			技術者													
			作業員													
第4希望			技術者													
			作業員													
第5希望			技術者													
			作業員													

協力要請時に横浜国道事務所にて協力するための、動員体制

(参考)夜間、休日の場合の動員体制(可能な限り早急に動員できることが望ましい)

※注) 勤務地区の位置を表示した別図(技術資料補足図面)を提出すること。

(別様式で提出する図面との兼用は可としますが、各様式に記載する番号等は統一して下さい。)

※注) オペレーターの「資格区分」は、該当する資格数を記入する。(1人で複数の資格があれば複数回答可)ただし小型機械類は除く。

(参考)・移動式クレーン類:トラッククレーン、ラフタークレーン等

・掘削機類:バックホウ、ホイールローダ、ブルドーザー等

・その他機械:モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械等

※注) 勤務地区が複数の場合は代表箇所を定め、備考にその旨を記すること。移動等を予定している勤務場所については、使用可能期間等を備考に記すこと。

※注) 希望区間までの参集時間(平日、夜間休日)を記入すること。

※注) 欄が不足する場合は適宜挿入のこと。

他機関との災害応急対策に関する協定または契約の締結状況

会社名 :

●協定または契約を締結している場合は下表を記入すること。

番号	協定・契約の別	名称	締結機関名	協定締結日	有効期間	備考
1	協定					
	契約					
2	協定					
	契約					
3	協定					
	契約					
4	協定					
	契約					
5	協定					
	契約					

災害要請が重なった場合、横浜国道に協力するための体制

※注) 実績として記載した協定書または契約書の写しを提出すること。

※注) 上表の協定・契約の別欄は、該当項目に「○」を記入すること。

※注) 地元建設業組合等の団体名義で、協定を締結している場合には、締結機関名に団体等の協定相手、備考欄に組合等の名称を記入すること。また団体等への加入を証明できる資料を提出すること。

※注) 上表に記載しきれない場合は、適宜挿入のこと。